

長野広域連合監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成24年9月27日

長野広域連合監査委員	増山幸一
同	西沢寅夫

第1 監査の対象及び期日

監査の対象及び期日は、次表のとおりである。

月 日	対 象
8月20日	豊岡荘、戸隠中央デイサービスセンター 戸隠在宅介護支援センター
	矢筒荘
	小布施荘
8月21日	久米路荘、信州新町デイサービスセンター 養護松寿荘・特養松寿荘、若槻デイサービスセンター
	はにしな寮
8月22日	杏寿荘
	須坂荘
8月28日	総務課、福祉課、環境推進課、議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局

第2 監査の方法

平成23年度、平成24年度の財務に関する事務の執行が関係法令に則り適正かつ効果的に行われているか、また、予算の執行等が合理的かつ効果的に行われているかを主眼として、全所属を対象にあらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員から説明聴取を実施するとともに、監査重点項目及び監査項目を設定し、関係書類の監査を実施した。

【監査重点項目】

- 1 介護報酬の収入に関する事務
- 2 利用者預かり金に関する事務
- 3 電磁的記録保管に関する事務

【監査項目】

- 1 収入に関する事務
- 2 支出に関する事務
- 3 契約に関する事務
- 4 財産管理に関する事務
- 5 施設管理に関する事務
- 6 職員管理に関する事務

第3 監査の結果

財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

1 監査重点項目

(1) 介護報酬の収入に関する事務

短期利用者の自己負担金の請求について、請求した利用日数に誤りがあることが判明し、不足分について再度請求する際に、すでに受領済みの負担金を重複して請求していた。

サービスの利用状況については、実績についてあらゆる書類から確認を行い、台帳は常に整備するとともに負担金を請求する際は、サービスの内容と請求額の確認を複数で行うこと。また、マニュアルに沿った適正な事務処理を行い、チェック体制を強化するとともに、再発防止に努められたい。

【豊岡荘】

(2) 電磁的記録の保管に関する事務

個人情報及び行政情報を適正に管理するため、パソコンを用いて行う業務の電磁的記録の漏洩及び盗難等の防止対策を積極的に検討されたい。

【須坂荘を除く老人福祉施設】

職員がパソコンを用いて行う業務の電磁的記録については、ネットワーク化を図り、サーバ管理による情報の共有を行い、事務の効率化を図られたい。

【久米路荘・矢筒荘・須坂荘・豊岡荘・信州新町デイサービスセンター・戸隠中央デイサービスセンター・戸隠在宅介護支援センター】

2 監査項目

(1) 収入に関する事務

利用者から、はにしな寮における高齢者対策事業の費用として公正証書により遺贈金が送られたことについて、本来は寄附金として受理した後遺言に基づき、はにしな寮の事業費用として使用すべきところ、一

部について直接物品等の購入費用に充てていた事例があった。

受領した遺贈金については、全額を予算化したうえで寄附者の意向に沿うよう適切な取扱いをされたい。

【はにしな寮】

(2) 施設管理に関する事務

耐震対策が行われていないキャビネットが見受けられた。利用者や職員に危険が及ばないよう対策を検討されたい。

【須坂荘】